

平成29年度雫石町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び人数の状況

(1) 職員の任免

(単位：人)

区分	平成28年度 末職員数	平成29年度中			平成29年度 末職員数	<参考> 平成30年4月1日現在		
		採用者数		退職者 数		採用者数		職員数
		競争 試験	選考			競争 試験	選考	
行政職	169	6	1	5	171	8	1	180
医療職	33	0	0	1	32	1	0	33
労務職	25	0	0	2	23	0	0	23
合計	227	6	1	8	226	9	1	236

(2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在/単位：人)

区 分		職員数		対前年 増減数
		平成30年	平成29年	
一般行政部門	議 会	2	2	
	総 務	46	42	4
	税 務	12	12	
	民 生	33	32	1
	衛 生	44	44	
	農林水産	19	19	
	商 工	8	8	
	土 木	13	13	
	小 計	177	172	5
特別行政部門	教 育	40	44	△4
	小 計	40	44	△4
公営企業等会計	水 道	6	6	
	下 水 道	6	6	
	そ の 他	7	6	1
	小 計	19	18	1
合 計		236	234	2

(3) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

計画期間		数値目標	H27.4.1 職員数	H32.4.1 職員数	H30.4.1現在の 状況
始期	終期				
H27.4.1	H32.3.31	3%の削減	233人	226人	236人

2. 人事評価の状況

(1) 実施状況

	業績評価		能力評価
	中間評価	期末評価	
実施期間	平成29年4月～ 平成29年9月	平成29年10月～ 平成30年3月	平成29年4月～ 平成30年3月
対象者	技能労務職を除いた全職員		全職員

(2) 評価結果

(単位：人)

	業績評価		能力評価
	中間評価	期末評価	
S (特に優秀)			
A (優秀)	27	32	17
B (良好)	204	196	213
C、D (良好でない)	3	6	4

3. 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額 (平成30年4月1日現在) (単位：円)

区分	平均給料月額	平均年齢
行政職	283,095	39.2
医療職 (医師)	555,100	59.5
医療職 (医療技術員)	318,200	44.3
医療職 (看護師等)	291,430	39.6
労務職	287,830	48.6

(2) 初任給基準 (平成30年4月1日現在) (単位：円)

区分	大卒	短大3卒	短大卒	高卒	その他	備考 (職種等)
行政職	168,600		156,800	147,100		
医療職 (医師)					246,400	医師 ※新大6卒基準
医療職 (医療技術員)	185,400		163,200			薬剤師、栄養士等
医療職 (看護師等)	209,200	197,100	188,800			保健師、看護師
労務職				159,900	128,900～ 159,900 (労務職)	

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平成29年
雫石町	94.0
県内町村平均	94.8
全国町村平均	96.4
県内市町村平均	97.0

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 手当制度の状況

(平成30年4月1日現在)

手 当 名	支 給 額 等												
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月6,500円 ・扶養親族の子 月10,000円（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合上記にかかわらず月5,000円を加算） ・父母等 月6,500円 												
地域手当	零石診療所に勤務する医師に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・給料、扶養手当及び管理職手当の月額 × 16% 												
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・借家居住 家賃月額の約2分の1（月27,000円上限） 												
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートルを超える職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車通勤する場合 通勤距離に応じて、月2,000円～月29,700円 ・バス等の交通機関を利用して通勤する場合 6箇月定期券の額を4月・10月に支給 												
寒冷地手当	基準日（11月～3月の月の初日）に在職する職員に、その世帯の状況に応じて支給（11月～3月毎月支給） <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主で扶養親族のある職員 月額 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額 10,200円 ・その他の職員 月額 7,360円 												
期末手当	基準日（6/1、12/1）に在職する職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・6月期 期末手当基礎額 × 1.225月分 ・12月期 期末手当基礎額 × 1.375月分 												
勤勉手当	基準日（6/1、12/1）に在職する職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・6月期 勤勉手当基礎額 × 0.90月分の総額以内 （勤務良好：0.87月分） ・12月期 勤勉手当基礎額 × 0.90月分の総額以内 （勤務良好：0.87月分） 												
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25倍 （22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍） ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35倍 （22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍） 												
災害派遣手当	災害復旧等のため派遣された職員で住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要するものに対して支給 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>公用の施設</th> <th>その他の施設（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>		公用の施設	その他の施設（1日につき）	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
	公用の施設	その他の施設（1日につき）											
30日以内の期間	3,970円	6,620円											
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円											
60日を超える期間	3,970円	5,140円											

手 当 名	支 給 額 等
特殊勤務手当	税務手当 ・町税徴収に係る差押 1日300円加算 防疫作業手当 ・感染症等の防疫作業等に従事した職員 1件500円 火葬場業務手当 ・火葬場に勤務する職員 1体1,000円 特殊自動車運転作業手当 ・特殊自動車の運転作業に従事 1日300円 用地等交渉手当 ・現地において土地、家屋その他物件の買収（移転若しくは補償含む）の交渉に従事した職員 1日300円 死体処置手当 ・死体の処置作業に従事 1体2,310円（伝染病・変死 3,465円） 放射線取扱手当 ・雫石診療所放射線技師 月5,000円 夜間看護等手当 ・看護師（准看護師）が深夜（22時から5時）の業務に従事したとき 深夜の全部に勤務 1回6,800円 深夜の4時間以上勤務 1回3,300円 深夜の2時間以上4時間未満 1回2,900円 深夜に2時間未満 1回2,000円 （特殊事情により1,140円以内の加算有り） 正規の勤務時間以外の救急医療等従事 1回1,240円 行旅死病人措置手当 ・行旅病人の救護、旅行死病人の措置作業従事職員 1件2,000円 医師手当 ・雫石診療所に勤務する医師 所長 270,000円 副所長 250,000円 3級又は4級の者 150,000円 医学研究手当 ・雫石診療所に勤務する医師で、診療行為を行う者 月340,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・雫石診療所に勤務する医師 1回20,000円 （自宅待機勤務の場合 1回10,000円の範囲内） ・雫石診療所に勤務する職員 1回 5,900円 ・上記以外の職員 1回 4,200円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において勤務を命ぜられた職員に支給 当該職員の時間単価 × 1.35倍 （22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍）

手 当 名	支 給 額 等
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・ 課長、事務長、推進監、事務局長、保健師長、看護師長 42,100円 ・ 会計管理者、企画監 50,500円 ・ 雫石診療所の所長及び副所長 82,500円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日あるいは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給 1回につき9,000円（週休日等以外は3,000円） ただし、雫石診療所に勤務する医師にあっては20,000円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間（祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた実働7時間45分勤務
1週間当たりの勤務時間	38時間45分（7時間45分 × 5日間）
年間総勤務時間	2,015時間勤務（38時間45分 × 52週間）

(2) 休暇制度

H29.1.1～H29.12.31の期間

主な休暇の種類		休暇日数等	使用実績
有給 休暇	特 別 休 暇	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合 3月（ただし、公務災害及び結核性疾患の場合を除く） 取得人数 28人
		骨髄提供休暇	必要と認める期間 取得件数 0件
		ボランティア休暇	1年につき5日の範囲内の期間 取得件数 0件
		結婚休暇	1年につき7日の範囲内の期間 取得件数 2件
		妊娠障害（つわり）	1年につき10日の範囲内の期間 取得件数 2件
		妊婦検診	妊娠中又は産後1年以内の健診時 取得件数 6件
		母体保持	必要な時間 取得件数 0件
		通勤の際の母体保持	勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日で1時間を超えない範囲 取得件数 0件
		産前休暇	出産予定日前6週間（母性保護が必要と認められる場合は8週間） 取得件数 6件
		産後休暇	出産の翌日から8週間 取得件数 5件
育児時間休暇	1日2回各1時間 取得件数 5件		

H29. 1. 1～H29. 12. 31の期間

主な休暇の種類		休暇日数等	使用実績
有給 休暇	特別 休暇	子の看護休暇	1年につき5日の範囲内の期間 取得件数 28件
		子の養育休暇	妻の産前産後の期間内5日の範囲内 取得件数 4件
		生理休暇	1年につき2日以内の期間 取得件数 0件
		妻の出産休暇	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間 取得件数 6件
		短期介護	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日） 取得件数 0件
		追悼行事	1日の範囲内の期間 取得件数 1件
		親族死亡休暇	親族により1日から10日の期間 取得件数 31件
		夏季休暇	1年につき4日間付与 平均取得日数3.8日
	年次休暇	全職員に、1年につき20日間付与 平均取得日数8.8日	
無給 休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をしなければならない職員 連続する6月以内の必要と認められる期間 取得件数 0件	

(3) 育児休業及び部分休業の利用状況

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人)

区 分	男性職員	女性職員	計
平成29年度新たに育児休業が取得可能となった職員	8	5	13
そのうち、育児休業を取得した職員	0	5	5
平成29年度新たに部分休業を取得した職員	0	0	0

イ 育児休業の承認期間（平成29年度中に新たに取得した職員に限る。）

(単位：人)

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数	1	4					5

ウ 部分休業の承認期間（平成29年度中に新たに取得した職員に限る。）

(単位：人)

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数							0

5. 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職者数
2	1

※ 退職者のうち課長級以上の職員対象

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(単位：人)

	処分内容	処分者数	処分事由
分限 処分	免職	0	
	降任	0	
	休職	1	病気休職
	降給	0	
	失職	0	
懲戒 処分	免職	0	
	停職	0	
	減給	0	
	戒告	2	指導監督不適正、職務怠慢・注意義務違反

7. 職員のサービスの状況

(単位：人)

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	2
信用失墜行為の禁止	職員は、信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務に専念しなければならない。	0
政治的行為の制限	職員は、政治活動をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員は、ストライキをしてはならない。	0
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

※ サービス規律遵守のための取組み状況

- ・ 選挙の執行時、年末年始等に合わせ、綱紀の粛正にかかる依命通知
- ・ 接遇の手引き、国家公務員倫理教本を配付又は指導
- ・ 市町村研修協議会が実施する職員研修への参加
- ・ 各職場での職場改善運動の実施

8. 職員研修の状況

(単位：人)

研修区分	受講者数	研修内容等
各種専門研修	21	市町村振興協会等専門事務研修、東北自治研修所研修、市町村アカデミー 等
職場内研修	89	新採用研修、人事評価研修、OJT基礎研修、交流・派遣職員報告会、プロセスデザイン、職場体験 等
研修協議会研修	86	研修協議会等階層別研修、専門事務研修
合 計	196	

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

(単位：人)

区 分	対象者数	受診者数	受診率(%)	内 容 等
生活習慣病検診	235	227	96.6	
結核検診	230	228	99.1	
大腸がん検診	171	150	87.7	
胃がん検診	169	114	67.5	
乳がん検診	75	63	84.0	
子宮がん検診	102	83	81.4	

(2) 福利厚生事業実施状況

団体名	事業内容
雫石町職員互助会 ※ 職員の掛金のみで運営され、公費の支出はありません。	各種資格取得助成、健康づくり事業、体育行事・文化事業への参加、各種資格取得等講座助成、演劇等鑑賞助成、各種給付 等
一般財団法人 岩手県市町村職員健康福利機構 ※ 職員の掛金と公費で運営され、その負担率は法定化されています。	ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業、給付事業、検診・健康支援事業、保健保養施設事業 等

(3) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	2件	右第1指挫傷、左中指挫創

10. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度要求件数	0件
措 置 要 求 の 概 要	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成29年度申立件数	0件
不 服 申 立 て 要 求 の 概 要	

(3) その他

平成29年度処理件数	0件
処 理 の 概 要	